



監. 総. 文. 情第5281号
令和2年10月27日

非開示決定通知書



様

警 視 総 監



令和2年10月12日付けの開示請求について、東京都情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示しないことを決定したので通知します。

| | |
|--|--|
| 1 公文書の件名 | 電磁波や超音波を照射されて攻撃を受けていると訴え、相談を受け、警視庁生活安全部、刑事部、公安部がその犯罪を分析したり、対策会議をした際の資料 |
| 2 開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由 | 別紙のとおり |
| 3 東京都情報公開条例第13条第2項の規定に該当する場合の公文書の開示をすることができる時期 | |
| 4 連絡先 | 警視庁情報公開センター 電話 03-3581-4321 内線 [Redacted] |
| 5 備考 | 整理番号 408 |

注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会（警視庁情報公開センター経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別紙

2 開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由

本件開示請求は、当庁の特定部署における特定の犯罪の分析及び対策の有無について開示を求めるものであり、開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、東京都情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第4号に規定する犯罪の予防・捜査等情報を開示することとなるため、条例第10条に基づき、当該公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否します。

条例第7条第4号該当性

本件開示請求に係る公文書の存否を答えることで、当庁の特定部署において特定の形態による犯罪行為の分析の有無及び対策の有無について明らかとなり、その結果、捜査方針、捜査対象、関心事項、捜査の着眼点及び捜査手法等に関する情報が明らかとなり、犯罪を企図する者等による不法行為を容易にし、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

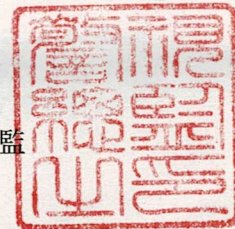


監. 総. 文. 情第5282号
令和2年10月27日

非開示決定通知書

様

警 視 総 監



令和2年10月12日付けの開示請求について、東京都情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示しないことを決定したので通知します。

| | |
|--|--|
| 1 公文書の件名 | 警視庁刑事部において保有する電磁波を人体に照射して攻撃する武器を使用した犯罪の発生の有無が分かる文書 |
| 2 開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由 | 別紙のとおり |
| 3 東京都情報公開条例第13条第2項の規定に該当する場合の公文書の開示をすることができる時期 | |
| 4 連絡先 | 警視庁情報公開センター 電話 03-3581-4321 内線 |
| 5 備考 | 整理番号 409-1 |

注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会（警視庁情報公開センター経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別紙

2 開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由

本件開示請求は、当庁の特定部署において把握している犯罪情報について開示を求めるものであり、開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、東京都情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第4号に規定する犯罪の予防・捜査等情報を開示することとなるため、条例第10条に基づき、当該公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否します。

条例第7条第4号該当性

本件開示請求に係る公文書の存否を答えることで、当庁の特定部署において把握する犯罪情報、警察の情報収集活動等の実態が明らかとなり、その結果、犯罪を企図する者等による不法行為を容易にし、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

非開示決定通知書

様

警 視 総



令和2年10月12日付けの開示請求について、東京都情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示しないことを決定したので通知します。

| | |
|--|--|
| 1 公文書の件名 | 警視庁公安部において保有する電磁波を人体に照射して攻撃する武器を所持している団体若しくは個人を把握しているか否かが分かる文書 |
| 2 開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由 | 別紙のとおり |
| 3 東京都情報公開条例第13条第2項の規定に該当する場合の公文書の開示をすることができる時期 | |
| 4 連絡先 | 警視庁情報公開センター 電話 03-3581-4321 内線 |
| 5 備考 | 整理番号 409-2 |

注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会（警視庁情報公開センター経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

2 開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由

本件開示請求は、当庁の特定部署において把握している捜査情報について開示を求めるものであり、開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、東京都情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第4号に規定する犯罪の予防・捜査等情報を開示することとなるため、条例第10条に基づき、当該公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否します。

条例第7条第4号該当性

本件開示請求に係る公文書の存否を答えることで、当庁の特定部署において把握する捜査情報、警察の情報収集活動等の実態が明らかとなり、その結果、犯罪を企図する者等による不法行為を容易にし、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。